



2022年5月12日

各 位

会社名 第一実業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 宇野 一郎
(コード番号 8059 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション課 小川 亮子
(TEL 03-6370-8691)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、来る2022年6月23日開催予定の第99期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 変更案第16条第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲内に限定するための規定を新設するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容： 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記</u>	(削除)

<p><u>載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 16 条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第 325 条の 2 の規定による電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>1. 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程： 定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日

以 上